

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：消防庁国民保護室 外2室

施策名	国民保護体制の整備	政策体系上の位置付け 6 国民の安心・安全の確保 政策23
<p>施策の概要</p>	<p>地方公共団体の有事における対応力の向上のため、国及び地方公共団体による共同訓練を実施したほか、適時・適切な判断・行動ができるように、各種の危機管理事象を想定した訓練の実施を促し、地方公共団体の危機管理能力の強化を図った。</p> <p>また、有事の際には地方公共団体だけが情報を保有するのではなく、いかに迅速に住民に対して警報等の情報を伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素であることから、消防庁では、消防庁から衛星通信ネットワークを通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備を進めたほか、国民保護法に定められた安否情報の収集・回答事務に係るシステムの開発を行った。</p> <p>さらに、平成18年度を目途として、市町村において国民保護計画を作成することとされていたため、消防庁では、市町村国民保護モデル計画を作成し、平成18年1月に各地方公共団体に通知したほか、各種説明会へ講師を派遣する等、都道府県と連携して、市町村における国民保護計画作成への支援を行った。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>今日の国際社会においては、米国同時多発テロに象徴されるように、国際テロ組織の存在等が重大な脅威となっており、我が国においても、平成10年の北朝鮮による弾道ミサイル発射等の事案が相次いで発生したことを受け、安全保障に対する意識が急速に高まった。</p> <p>このような諸情勢を背景に、平成16年9月から「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）が施行されたことを受け、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達等の多くを実施する責務を有することとなることから、各地方公共団体と密接に連携し、国民保護体制の整備を一層推進していく必要がある。</p> <p>国民保護訓練の実施について、平成18年度は、平成17年度中に全都道府県の国民保護計画が作成されたことなどから、訓練を実施する都道府県が昨年度より増加しており、都道府県を中心に35件が実施された。また、商業施設や生活関連施設を対象としたテロを想定したものや、石油基地や原発を対象としたものなど、地域それぞれの事情に応じたシナリオを想定した実践的な訓練も行われている。</p> <p>武力攻撃事態等に備えた情報伝達システムについては、同報系の市町村防災行政無線の整備率が、平成19年3月31日現在、75.2%（速報値）となり着実に増加しているほか、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）について、平成18年度は、同報系防災行政無線自動起動機のソフト改修を行い、平成19年2月9日から、津波警報等の一部の情報について送信を開始するとともに、10都道府県4市町で情報の受信、同報系防災行政無線の自動起動を開始している。</p> <p>市町村における国民保護計画の作成に当たり、消防庁では、技術的な助言として「市町村国民保護モデル計画」を作成・提示するとともに、市町村向け説明会への講師の派遣や、都道府県に対して市町村の計画の作成推進について要請を行うこと等を通じて、市町村における国民保護計画作成への支援を積極的に行ってきた。その結果、平成19年4月1日現在、全市町村の93%以上に当たる1,707団体において既に市町村国民保護計画が作成済みとなっている。</p> <p>国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図ることが有効である。</p> <p>また、有事の際、住民に危機を伝える同報系の市町村防災行政無線が、住民の生命を守る上で極めて有効であることから、引き続きその整備を推進することが重要である。今後は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）をはじめとした災害緊急情報伝達ネットワークの構築を図る上で、地方公共団体における機器整備などのハード面の整備にあわせて、防災行政無線からの情報が伝達されたときに、どのような行動を取るべきか等を踏まえた住民への広報・啓発や訓練の実施等の取組みを進めていくことが重要である。</p>	

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>国民保護計画の作成や国民保護訓練の実施についての支援や各種システムの整備等によって、地方公共団体における危機管理体制の充実を図り、有事に適切に対応できる国民保護体制を整備することを目標とする。</p>																					
	<p>【国民保護訓練の実施状況】(回数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同訓練 (国と地方公共団体)</td> <td>5</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>単独訓練 (地方公共団体)</td> <td>7</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>12</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標: 訓練の実施率の向上(対前年度比))</p>	種別	H17年度	H18年度	共同訓練 (国と地方公共団体)	5	11	単独訓練 (地方公共団体)	7	24	総計	12	35	<p>【市町村防災行政無線(同報系)の整備率】(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備率</td> <td>70.1</td> <td>74.6</td> <td>75.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標: 整備率75%(20年度末)) ※ 各年3月31日現在。H19年は速報値。</p>			H17	H18	H19	整備率	70.1	74.6
種別	H17年度	H18年度																				
共同訓練 (国と地方公共団体)	5	11																				
単独訓練 (地方公共団体)	7	24																				
総計	12	35																				
	H17	H18	H19																			
整備率	70.1	74.6	75.2																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																			
	第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。																			
	第162回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	昨年、長年の懸案であった総合的な有事法制を整備しました。その円滑な実施に向け、有事の際の警報発令から住民の避難、救援など、国や地方自治体のとるべき措置の手順を定め、制度の運用に万全を期します。																			
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(閣議決定)	平成17年6月21日	【第3章 2. 国民の安全・安心の確保 別表1(1)】 テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。																			
	国民の保護に関する基本指針(閣議決定)	平成17年3月15日																				